

人権センター・まちづくりセンターの整備に係る検討

(仮称) 市民文化の森基本計画策定時 (平成 22 年 3 月) からの状況の変化

(仮称) 市民文化の森基本計画策定 (平成 22 年 3 月)

状況の変化

中心市街地活性化基本計画策定に向けて検討会等の開始 (平成 24 年度～)

●中心市街地活性化基本計画では、「幅広い世代が交流するまち」を活性化の目標として掲げており、地域や NPO 等の市民活動拠点づくりや市民・事業者・行政によるエリアマネジメントの仕組みづくりを事業展開のひとつとしている (参考資料-1)

●既存の人権センターやまちづくりセンターは、中心市街地活性化基本計画区域内にあり、区域内での整備を検討中である (参考資料-2)

●人権センターやまちづくりセンターは、情報発信や相談窓口機能等をもっており、多くの人が気軽に立ち寄れる場所にあることが望ましい。公共公益施設や商業施設が集積する中心市街地は多様な人々が集まる場所であるため、施設の立地として適していると考えられる。

中心市街地活性化基本計画区域内

市民活動 (人権センター・まちづくりセンター) の場

■人権センターとまちづくりセンターの機能 ～ (仮称) 市民文化の森基本計画での位置づけ～

人権センター (人権啓発機能)

◆基本理念

すべての市民の人権が尊重される社会の実現に資する活動の拠点をつくります。

◆基本方針

- ・人権、男女共同参画に対する啓発が行える展示スペースの設置
- ・人権、男女共同参画に対する相談窓口の設置
- ・講演会、セミナーの開催

まちづくりセンター (市民活動支援機能)

◆基本理念

市民・団体・企業などが自主的・自発的に取り組む地域活動やボランティア活動、環境保全や文化・芸術の振興、男女共同参画、子どもの健全育成などのまちづくり活動を積極的に支援する拠点をつくります。

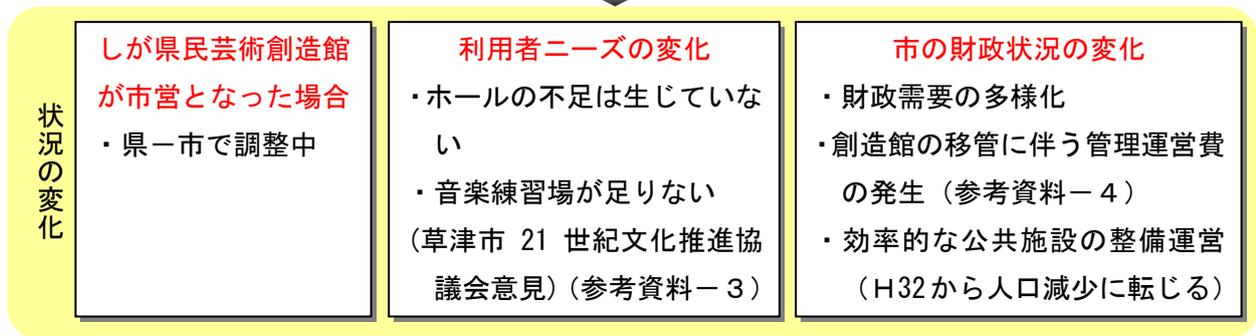
◆基本方針

- ・活動の場として多目的室や事務室、会議室を設置
- ・まちづくり活動に関する相談窓口の設置
- ・NPO や市民団体の育成・指導
- ・まちづくりに関わる活動団体の交流促進
- ・市民と行政によるパートナーシップ型まちづくりのための諸施策の推進

芸術文化館の整備に係る検討

(仮称) 市民文化の森基本計画策定時 (平成 22 年 3 月) からの状況の変化

(仮称) 市民文化の森基本計画策定 (平成 22 年 3 月)



しが県民芸術創造館 (市へ移管となった場合)

● 創造館が市に移管された場合、県の自主事業が減り、各施設の利用時間、利用可能日が拡大する (参考資料-5)

● ホールは日常の利用に対し不足は生じていない (参考資料-6)

● ホールは既存施設を有効活用する

● 展示ホールの稼働率は他の施設に比べ極端に低く、規模的制約から草津市美術展覧会等にも対応していない (約 600 m²が必要) (参考資料-5)

● 芸術文化館で計画している学習発表展示室 (約 600 m²) を創造館で確保することは困難

● しが県民芸術創造館は、施設内容や利用実態からみて、特に音楽や舞台などの練習・発表に特化した施設

● 学習発表展示室 (約 600 m²) は、三ツ池で整備することが現実的

● 創造 (絵画・工芸等) と展示機能は一体的な整備により拠点性や相乗効果が発揮される

● ロケーションとしても周辺に広大な空間と自然が広がる三ツ池は、創造館に比べ創造の場として適している (参考資料-7)

創造館

舞台芸術 (音楽・舞台) の場

三ツ池

創造 (絵画・工芸等) の場

- ・ 練習場の確保など、文化活動を行う利用者ニーズに対応
- ・ 既存施設をフルに活用することで文化芸術機能整備に係るコストを極力抑制

- ・創造館の移管に伴い、ホールは既存施設で対応

<稼働率の視点>

- ・稼働率は創造館 55%、アミカ 64.5% であり、日常的な利用に不足はない (参考資料-6)

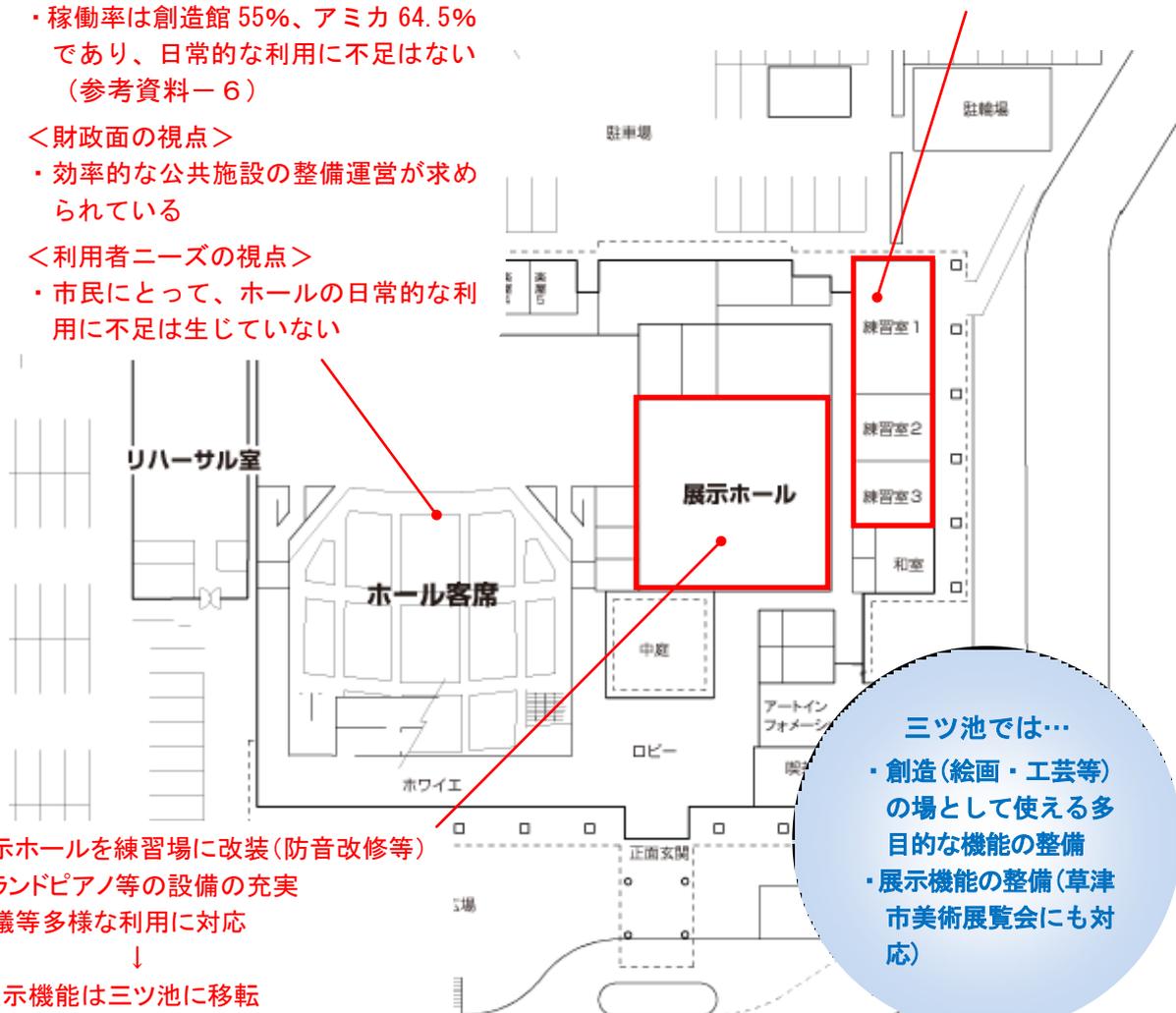
<財政面の視点>

- ・効率的な公共施設の整備運営が求められている

<利用者ニーズの視点>

- ・市民にとって、ホールの日常的な利用に不足は生じていない

- ・既存の練習室の改装(防音改修等)
- ・グランドピアノ等の設備の充実
- ・会議等多様な利用に対応



- ・展示ホールを練習場に改装(防音改修等)
- ・グランドピアノ等の設備の充実
- ・会議等多様な利用に対応

↓
展示機能は三ツ池に移転

三ツ池では…

- ・創造(絵画・工芸等)の場として使える多目的な機能の整備
- ・展示機能の整備(草津市美術展覧会にも対応)

表一創造館への機能移転に係る検証

機能	市民文化の森(芸術文化館)		→	しが県民芸術創造館		施設整備の方向性
	施設名	規模		施設	規模	
発表	ホール及び関連施設	250 席	⇒	ホール及び関連施設	801 席	<ul style="list-style-type: none"> ・自主事業が減少することを踏まえ既存施設で対応 ・自主事業が減少することを踏まえ既存施設で対応 ・展示ホールを多機能な練習室に改装
練習	音楽練習室(大・小)	144 m ²	⇒	練習室1	90 m ²	
				練習室2	42 m ²	
				練習室3	42 m ²	
展示	学習発表展示室	595 m ²	⇒	展示ホール	324 m ²	<ul style="list-style-type: none"> ・創造・展示等に係る芸術文化館の機能については、三ツ池で整備
	展示用美術品収納庫1	93 m ²		收藏庫		
	展示用美術品収納庫2	47 m ²				
創作	絵画室	144 m ²				
	工芸室	144 m ²				
その他	和室(8畳・6畳)	72 m ²		和室	27 m ²	
	多目的室	110 m ²				
	ホワイエ			ホワイエ	155 m ²	

歴史伝統館の整備に係る検討

(仮称) 市民文化の森基本計画策定時 (平成 22 年 3 月) からの状況の変化

(仮称) 市民文化の森基本計画策定 (平成 22 年 3 月)

状況
の
変
化

(仮称) 市民文化の森基本計画の見直し

- ・ 教育研究所・子育て支援センターの移転
- ・ 創造館の移管 (予定) による芸術文化館の再検討
- ・ 中心市街地活性化基本計画区域内での人権センター・まちづくりセンターの再検討

(仮称) 野村スポーツゾーン
整備時期に合わせた草津市
文化財移設場所の必要性

(現在、草津市文化財は野村
運動公園予定地に仮置き中)

野路小野山製鉄遺跡切り取り遺構と隣接した**野路公園**と
市民文化の森予定地であった**三ツ池**が候補地として挙げられる。

● **野路公園**は、草津市文化財移設場所として
整備時期に制約がある。

● 野路小野山製鉄遺跡切り取り遺構と一体
となった歴史文化機能としての相乗効果
が期待できるが、歴史文化機能に特化した
施設では、**集客に期待ができず、非効率な
施設となる可能性がある。**

● **三ツ池**は、草津市文化財移設場所として整
備時期を問わない。

● 三ツ池は、既に三ツ池運動公園 (芝生
広場等) の整備が行われており、新た
に体育館や創作の場の一体的整備が検
討されている。

● 三ツ池で検討中の展示ホールを文化財
の企画展等ができるスペースとして併
用することができ、**効率的な公共施設
の整備運営が可能**である。

● 歴史文化機能が他機能と共に集約する
ことにより集客効果が得られ、**草津市
民にとって地域の歴史・文化がより身
近に感じられる施設**となる。

三ツ池

草津市の歴史・文化発信の場